

がけ地近接等危険住宅移転事業の案内

長岡市都市整備部建築・開発審査課

1. この事業は

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅（既存不適格住宅）の移転を促進するため、危険住宅の移転を行う者に対して予算の範囲内において、移転者に国(1/2)・新潟県(1/4)・長岡市(1/4)が補助金を交付するものです。

補助事業ですので、補助金の交付決定後、事業を開始し、原則として単年度（4月～翌年3月）で事業を完了しなければならないほか、他の制度の補助金との併用はできません。また、防災集団移転事業や急傾斜地崩壊防止工事などの事業が実施される場合は、本事業の対象になりません。

2. 補助対象となる危険住宅は

(1) がけ地の崩壊等による危険が著しく、次のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅

① 建築基準法第39条第1項の規定に基づき新潟県建築基準条例第6条で指定した災害危険区域

⇒災害危険区域指定時にすでに存在していた住宅

② 建築基準法第40条の規定に基づき新潟県建築基準条例第8条（がけ条例）で建築を制限している区域（別図を参照）

⇒昭和47年5月31日以前に建築された住宅

※ この条例が施行された昭和47年6月1日以降増築・改築などの建築行為があった場合は、補助対象にはなりません。

③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき新潟県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（平成18年度より対象）

⇒土砂災害特別警戒区域指定時にすでに存在していた住宅

④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、③に掲げる区域に指定される見込みのある区域

⑤ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

- (2) (1)のいずれかに該当する区域に存する住宅で、建築時にはがけ条例等に適合していたが、その後の大規模地震、台風等により若しくは生活上、安全上の支障が生じ、市長が移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告等を行った住宅
ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告または指示が公示された日から6か月を経過している住宅に限る

3. 補助限度額は

経費区分	補助金の額	補助限度額
除却等費	危険住宅の除却等に要した額 (工事費・動産移転費・跡地整備費・仮住居費等)	○1戸当たり975千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設、購入(その住宅の土地取得に必要な資金を含む。)及び改修をするための資金を金融機関などから融資を受けた借入金の利子相当額(年率8.5%を限度とする)	○一般 1戸当たり4,210千円 〔・建物3,250千円 ・土地960千円 ※土地取得のための資金を借り入れた場合〕 ○特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域 1戸当たり7,310千円 〔・建物4,650千円 ・土地2,060千円 ※同上 ・敷地造成608千円 ※土地造成のための資金を借り入れた場合〕

注 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、1,000円未満を切り捨てます。

4. そのほか注意していただくことは

- ① 移転事業の対象となる危険住宅は、原則として除却しなければなりません。また移転跡地には、住居の用に供する建物は建築できません。
- ② 建物助成費は、住宅新築工事費(住宅購入費)等に対する補助ではなく、住宅新築(購入)等のための金融機関などからの借入金利子総額に対して一括補助するもので

す。したがって、借入金の繰上償還はしないでください。

- ③ 事業を行っている途中で、事業の内容を変更しようとする場合や補助金額に変更が生じる場合は、改めて申請などが必要となりますので、その場合はすぐに建築・開発審査課へご連絡ください。
- ④ 事業が完了したら、実績報告書を提出していただきます。添付書類として、工事に要した契約書、請求書、領収書、金融機関との融資契約書、建築基準法の確認済証、検査済証、登記簿謄本などが必要となりますので、大切に保管しておいてください。

手続の流れ

